

水道についての質問と回答(Q&A)

■水道料金について

質問 水道料金の支払い方法は？

回答 水道料金については、2か月ごとに検針を行いその使用水量に基づき料金を算出・請求します。送付する納入通知書(請求書)には支払期限が明記されていますので、期限内にお支払い下さい。納入期限までに納めていただけない場合、督促状を送付します。さらにお支払いが無い場合、あらかじめお知らせした上で、給水を停止することがあります。

お支払い方法

口座振替

お客様の預金口座から2か月に1回、自動引き落としによってお支払いいただく方法です。口座振替日は、検針月の翌月の10日(休日の場合は翌営業日)です。

納入通知書

納入通知書でお支払いいただく方法です。金融機関、コンビニ、水道料金センターの各窓口でお支払いできます。納入通知書の発送は、検針月の25日ごろ(休日の場合は直前営業日)です。

質問 水道料金のしくみはどうなっているの？

回答 水道料金は、使用水量に応じ基本料金と従量料金の合計で計算します。(下表参照)

このうち、基本料金は水道メーターの口径によって変わり、メーター口径が25mmまでは2か月分の使用水量16㎡まで基本料金のみとなり、これを超えた分は従量料金を加えて計算します。

メーター口径が40mm以上の場合、使用水量1㎡から従量料金が発生し基本料金に加えて計算します。

〈水道料金表〉

基本料金表(2か月分・消費税抜き)

メーター口径	基本料金
13mm	1,860円
20mm	2,700円
25mm	4,000円
40mm	12,400円
50mm	22,600円
75mm	47,000円
100mm	77,000円
150mm	165,600円

従量料金表(2か月分・消費税抜き。一般用)

使用水量	従量料金(1㎡あたりの料金)		
	13・20・25mm	40・50mm	70・100・150mm
1㎡以上16㎡以下	0円		
16㎡を超え40㎡以下	155円	195円	255円
40㎡を超え200㎡以下	195円		
200㎡を超え600㎡以下	255円	255円	
600㎡を超え2,000㎡以下	315円	315円	315円
2,000㎡を超えるもの	355円	355円	355円

■手続きについて

質問 新たに水道を使用するときの手続きは？

回答 引っ越しなどにより新たに水道を使用するときは、必ず水道料金センターまでご連絡下さい。給水開始の申し込みをせずに水道を使用することはできません。

お知らせいただく内容

- 水道を使用する住所(アパートなどの場合は、建物の名称と部屋番号)
- 使用者の氏名と連絡先(電話番号)
- 使用を開始する年月日

質問 水道の使用を止めるときの手続きは？

回答 引っ越しなどにより現在使用している水道を止めるときは、水道料金の精算が必要です。引っ越しの日程が決まりましたら、早めに水道料金センターまでご連絡下さい。

引っ越しの日に検針を行い、料金を算出し、引っ越し先へ納入通知書(請求書)を送付します。また、現地で料金を清算することもできます。

お知らせいただく内容

- 水栓番号(お客さま番号)※「使用水量のお知らせ」に表示してあります。
- 使用していた住所と使用者氏名
- 引越日と引越先

質問 宅地内の水道の工事や修理のお願いは？

回答 各家庭における水道の新設・増設・変更・撤去などは、銚子市が指定する「指定給水装置工事事業者」(8ページに記載)に工事を依頼して下さい。

費用は工事事業者とおお客様との契約になりますので、依頼される際は事前に見積書を請求し合意の上で契約されることをおすすめします。漏水の修繕についても「指定給水装置工事事業者」に依頼して下さい。